

浜松市公告第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年7月31日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアゴ浜松泉町店  
浜松市中区泉一丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路  
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 5,400平方メートル  
(変更後) 7,169平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	140台	294台
駐輪場の位置及び収容台数	140台	147台
荷さばき施設の位置及び面積	54平方メートル	132平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	38.34立方メートル	52.80立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	午前10時	午後8時
変更後	午前9時	午後9時30分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	午前9時30分～午後8時30分
変更後	午前8時30分～午後10時

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数（箇所）	位置
変更前	出入口1箇所、入口1箇所、 出口2箇所 計4箇所	図2-1-1、図2-1-2 参照
変更後	出入口2箇所、入口1箇所、 出口1箇所 計4箇所	図2-2、図3-2 参照

4 変更年月日

平成25年3月27日

5 届出年月日

平成24年7月26日